

姫監公表第 5 号
令和 8 年 3 月 2 5 日

姫路市監査委員	三 輪	衛
同	芝 野	稔
同	白 井	義 一
同	山 口	悟

住民監査請求「市道上に不法投棄された剪定屑の回収及び処分にかかる経費の返還について」に係る監査の結果について

令和 8 年 2 月 2 0 日に受付をした地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第 5 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

第1 監査の請求

1 請求人

(省略)

2 請求年月日

住民監査請求「市道上に不法投棄された剪定屑の回収及び処分にかかる経費の返還について」（以下「本件請求」という。）に係る請求書は、令和8年2月20日に提出された。

3 請求の要旨

姫路市道に不法投棄された剪定屑について、船山出張所に通報したところ、同出張所は姫路警察署に通報すべきであるにもかかわらず、A自治会会長Bに連絡した。

A自治会会長Bは投棄を認知しており、誰が剪定屑を投棄したのかを確認することなく、自治会として美化業務課に回収を依頼した。

美化業務課は、道路並びに用悪水路のゴミは公共ゴミとして回収義務があるが、個人の不法投棄については回収義務がない。しかしながら、公共ゴミであるか否かを確認することなく、2026年2月4日に不法投棄屑を回収し、いずれかで処分している。

以上の行為により発生した一連の諸経費について、関係職員及びA自治会会長Bに返還させるなど必要な措置を講じることを求める。

4 事実を証する書面

請求人は事実証明書として、次の各書面を添付している。

- (1) 剪定木屑の不法投棄と記された写真と位置図及び剪定木屑を回収した美化部所管のダンプカーとショベルローダー写真
- (2) 令和8年2月5日付行政文書公開請求書写し
- (3) 令和8年2月5日付行政文書公開請求に対する行政文書非公開決定通知書写し（姫路市指令美業第2025-03号 令和8年2月9日）
- (4) 令和8年2月9日付行政文書公開請求書写し
- (5) 令和8年2月9日付行政文書公開請求に対する行政文書非公開決定通知書写し（姫路市指令美業第2025-04号 令和8年2月12日）

5 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第

242条に規定する要件を具備しているものと認め、令和8年3月12日に受理を決定した。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

美化業務課が、自治会長からの依頼を受けて剪定屑を回収したことについて、指針のない不適切な業務執行であるか否か、当該回収及び処分に係る一連の諸経費が不当な公金支出であるか否か、また、支払手続きを行った職員及び自治会長に対して、諸経費額の返還をさせるなど必要な措置を講ずべきか否かを監査の対象とした。

2 監査対象部局

農林水産環境局 美化業務課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和8年3月23日に証拠の提出及び陳述を行う機会を与えた。

陳述の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件請求内容については、当初提出した請求書に記載のとおりである。
- (2) 廃棄物を強制的に撤去するには複雑な手続きが必要であると新聞記事にあったが、自治会長からの依頼で、美化業務課は調査もせずに安易に回収している。行政でマニュアルがないということはおかしいと思う。
- (3) 市の管理する土地等への廃棄物放置に対する行政指導指針を策定すべきである旨の陳述書が提出された。

4 監査対象部局の陳述

法第242条第8項の規定に基づき、令和8年3月23日に関係職員の陳述を聴取した。

陳述の要旨は、次のとおりである。

- (1) 令和8年1月28日、請求人から船山出張所に「市道上にある剪定くずは不法投棄ではないか。」との通報があり、同出張所の職員が自治会長Bに連絡したところ、剪定枝が置かれていることは把握していたが、自治会活動ごみではないとの回答であった。
- (2) 令和8年1月29日、自治会長Bから「自治会活動ごみではないが、住民が

誤って排出した剪定枝を、回収してほしい」との依頼を受けた。

(3) 自治会長から依頼を受け、剪定枝を回収し西部管理センターに搬入した。

(4) 一般廃棄物は自治体に処理責任があり、自治会活動のごみも粗大ごみ置き場のごみのいずれも市が回収、処理するものである。

排出物が産業廃棄物など、家庭から排出されたものでないことが明白で、周囲の環境に与える影響が著しい場合は警察に相談するが、本件は、品目が剪定枝であること、自治会活動のごみ置き場に排出されていたことから、誤排出と判断した。

排出者が不明であるとの自治会長の申し出や、同地区の粗大ごみ収集日まで10日間あり、放置することで他の誤排出を誘発する可能性が高いことなどを思料した結果、回収した。

5 監査の実施方法

法第242条第5項の規定に基づく監査は、監査対象部局に対して、関係書類の提出を求め、書類調査を行うとともに、関係職員からの事情聴取を行う方法により、事実関係の調査を実施した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 関係法令等の定め

本件に関係する法律または条例は以下のとおりである。

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下、「廃棄物処理法」という。）

第五条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（以下省略）しなければならない。

4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

イ 姫路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第3号）（以下、「廃棄物処理条例」という。）

第3条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

第4条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第6条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、できるだけ自ら処分するように努めなければならない。

2 自ら処分しない一般廃棄物については、可燃物と不燃物及び粗大ごみ等に区別し、可燃物と不燃物は、各別の容器に収納するほか、これらの廃棄物及び粗大ごみ等は、所定の場所に搬出する等市長の定める方法に従わなければならない。

(2) 剪定屑の回収の経緯について

ア 令和8年1月28日、請求人から船山出張所にあった「市道上の剪定くずは不法投棄ではないか。」との通報について、同出張所の職員が自治会長Bに確認したところ、剪定屑は自治会活動ごみではなく、住民個人が誤排出したものである旨の回答があった。

イ 令和8年1月29日、美化業務課は自治会長Bから、住民の誤排出による剪定屑の回収依頼を受けた。

ウ 令和8年2月4日、美化業務課が剪定屑を回収した。

エ 回収した剪定屑の量は4トンダンプ1台分で、西部管理センターに仮置き後、エコパークあぼしで処分した。回収等にかかった経費の算出は困難である。

(3) 不法投棄であることの認識について

美化業務課は、排出物が産業廃棄物など、家庭から排出されたものでないことが明白で、周囲の環境に与える影響が著しい場合は警察に相談するが、一般廃棄物については自治体に処理責任があり、自治会活動のごみも粗大ごみ置き場のごみのいずれも市が回収、処分するものであるとしている。

本件廃棄物は自治会活動によるごみではないが、品目が剪定枝であること及び届出のある自治会活動のごみ集積場に排出されていたことから、地域住民により誤排出された一般廃棄物であると判断したものである。また、排出者が不明であるとの自治会長の申し出や、同地区の粗大ごみ収集日までの期間を考慮し、剪定屑を放置することによる他の誤排出の誘発を防ぐため、回収等を行っ

たものである。

2 判断

本件請求は、美化業務課が廃棄物処理について指針なく業務執行を行い、不法投棄された剪定屑が公共ごみであるか否かを確認せず回収及び処分する一連の諸経費は本来支出すべきでない公費であるとして、支払い手続き等を行った職員及び自治会長Bに対する経費返還等の措置を求めているものと解する。

本件について事実関係の確認等を行った結果、自治会長から申し出があった行為者不明の廃棄物について、美化業務課は品目及び排出場所から地域住民により誤排出された一般廃棄物であり、放置することによる他の誤排出の誘発が懸念されるため、これを防止する目的で回収したものであると認められる。

また、廃棄物処理法や廃棄物処理条例に規定されているとおり、一般廃棄物は自治体に処理責任があり、自治会活動のごみ又は粗大ごみ置き場のごみについて、いずれも市が回収及び処分するものであることから、廃棄物の処理についての指針がないことをもって、本件剪定屑の回収等が違法又は不当な業務であるとはいえない。

以上のことから、本件廃棄物の回収等に係る経費について、市の違法又は不当な行為によって損害が発生しているとは認められない。よって、請求人の主張する財務会計上の違法若しくは不当な公金の支出とはいえず、諸経費額を返還させる理由は認められない。

第4 結論

剪定屑の回収等に係る一連の諸経費について、関係職員及びA自治会会長Bに返還させるなど必要な措置を講じることを求める請求人の主張には理由がないと判断し、本件請求を棄却する。

第5 意見

本件を踏まえ、自治会活動により排出されたものや、投棄された廃棄物の処理の取扱い等について手順を明確にするとともに、不法投棄や誤排出の防止及び発見した場合の対応について、自治会等を通じて地域住民に周知徹底させることが必要である。